

第63回品質保証検討会 議事録

1. 開催日時：2022年10月31日（月）13時30分～16時10分

2. 開催場所：Web会議

3. 出席者：（敬称略，順不同）

出席委員：鈴木直主査(中部電力)，西田副主査(東京電力HD)，上田(三菱重工業)，
工藤(東芝エネルギーシステムズ)，杉村(日立GEニュークリア・エナジー)，永尾(三菱電機)，
伊藤(北海道電力)，神田(中国電力)，坂本(四国電力)，佐藤(東北電力)，
竹内(関西電力)，長谷川(電源開発)，濱田(九州電力)，新井(三菱原子燃料)，
齊藤(日本原燃)，柿木(原子燃料工業)，
亀崎(グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン)，秋吉(原子力安全推進協会)，
鈴木哲(中電シティアイ)

(計19名)

代理出席者：なし

(計0名)

(小計19名)

常時参加者：大橋(原子燃料工業)*¹ *²，首藤(元電源開発)，田上(原子力安全推進協会)，
舩津(九州電力)*¹，中野(東芝エネルギーシステムズ)，早瀬(電力中央研究所)，
林(原燃輸送)*¹，

(計7名)

欠席委員：岡部(IHI)，新田(富士電機)，辰巳(北陸電力)，梶谷(日本原子力発電)，
薄井(日本原子力研究開発機構)，中條(リサイクル燃料貯蔵)

(計6名)

オブザーバ：なし

(計0名)

説明者：品質保証分科会 三浦幹事

(計1名)

事務局：葛西，田邊(日本電気協会)

(計2名)

(出席者合計29名)

*1：議題1により常時参加者として参加

*2：議題5-1迄参加

4. 配付資料

資料No.63(1)-1	原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会名簿 (案)
資料No.63(1)-1-参考	JEAC4111/JEAG4121 改定検討 WG 体制表
資料No.63(1)-2	原子力規格委員会 品質保証分科会 品質保証検討会 出欠
資料No.63(1)-2-参考	Web システムを使用した委員会の運営要領 (案)
資料No.63(2)	第62回 品質保証検討会 議事録 (案)
資料No.63(2)-参考1-1	第57回 品質保証分科会 議事録
資料No.63(2)-参考1-2	2021 年度 JEAC 4111 講習会等 実績
資料No.63(2)-参考2	第58回 品質保証分科会 議事録 (案)
資料No.63(2)-参考3-1	第81回 原子力規格委員会 議事
資料No.63(2)-参考3-2	2021年度活動実績及び2022年度活動計画 (案)
資料No.63(2)-参考3-3	2022年度 各分野の規格策定活動
資料No.63(3)-①-1	「規格の活用に向けて」現状と今後の展望
資料No.63(3)-①-1-参考	JEAC4111-2021の位置づけ外部説明資料
資料No.63(3)-①-2	JEAC/JEAGの技術評価規格におけるJEAC4111記載状況
資料No.63(3)-①-3	「JEAC4111 適用課題検討タスク」の提案

資料No.63-(3)-②	「JEAC 4111-2021原子力安全のためのマネジメントシステム規程」 2022年度 実務コース講習会（オンデマンド配信）の開催について
資料No.63(4)-1	日本電気協会 原子力規格委員会 委員倫理の充実について（案）
資料No.63(4)-2	日本電気協会 原子力規格委員会 委員倫理の充実 計画書rev1.1
資料No.63(4)-3	委員倫理の遵守活動の心得について
資料No.63(4)-3-参考	民間規格策定活動について～新人オリエンテーションを兼ねて～
資料No.63(5)	原子力規格委員会 規約抜粋（検討会）
資料No.63(5)-参考	投票依頼（No.61-投1主査選任），投票結果（No.61-投1主査選任）

5. 議事

事務局から、本会にて、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び諸外国の競争法に抵触する行為を行わないことを確認の後、議事が進められた。

(1) 代理出席者，常時参加者，説明者，オブザーバ，委員定足数，配付資料の確認

事務局より、本日の代理出席者はおらず、本日の委員の出席者数は現時点で19名であり、分科会規約第13条（検討会）第15項での議案決議に必要な出席数（委員の3分の2以上）を満たしていることが確認された。次に資料No.63(1)-1を用いて、下記3名の常時参加者候補の紹介があり、分科会規約第13条（検討会）第8項に基づき、常時参加者として承認するかについて、分科会規約第13条（検討会）第15項に基づいて決議し結果、5分の4以上の賛成で承認された。その後、常時参加者の挨拶があった。

常時参加者候補：大橋(原子燃料工業)，船津(九州電力)，林(原燃輸送) 計(3名)

事務局より、資料No.63(1)-2を用いて、本日の説明者1名の紹介があり、その後配布資料の確認があった。その後資料No.63(1)-2-参考を用いて、Webシステムを使用した委員会の開催に関する運用として、オブザーバの取り扱いについての説明があった。

(2) 前回議事録の確認

事務局より資料No.63(2)を用いて、前回議事録の紹介があり、正式議事録にすることについて、分科会規約第13条（検討会）第15項に基づいて決議の結果、特にコメントはなく、5分の4以上の賛成で承認された。

その後事務局より、資料No.62(2)-参考シリーズを用いて、前回品質保証検討会以降の、品質保証分科会、原子力規格委員会の活動内容を議事録及び2022年度活動計画を使用して紹介があった。

(3) 上期の活動報告について（審議）

鈴木主査及び事務局より、資料No.63(3)シリーズを用いて、上期の活動報告について説明があった。

2022年度実務コース講習会の開催案内について、今回の品質保証検討会意見を反映し、品質保証分科会報告について決議の結果、特にコメントはなく承認された。

主な説明は下記の通り。

- 資料No.63(3)-①-1で規格の活用に向けた現状と今後の展望ということで、現在JEAC4111の課題検討タスクというのが立ち上がった。この資料が上期の活動報告に繋がるので、資料で紹介したい。
- JEAC4111-2021は2021年5月に発刊されているが、その際の過程で公衆審査終了後の原子力規制庁との面談において『意見表明』があったが、公衆審査後ということで、巻頭言で対応したという経緯がある。
- その後、原子力規制委員会において、技術評価の対象ではないということであったが、規

格類協議会をはじめとして議論を行い、技術基準及び技術評価について再度協議させて頂きたいという旨を、日本電気協会から、原子力規制庁の方に申し入れを実施している。

- ・ 規格類協議会での議論を踏まえて、協議に当たっての認識を共有するため、JEAC4111-2021の外部資料を作成することとした。
- ・ その後、外部説明資料を作り上げ、原子力規格委員会に報告し、電気事業連合会の品質保証検討委員会でも説明し、その後規格類協議会での意見を反映の上、原子力規制庁と今年の3月と6月の2回面談を実施したところである。
- ・ 資料No.63(3)-①-1-参考の外部説明資料の23頁に、活用に向けてということで、(1)から(6)までの6項目を示しており、今後の進め方を検討する上で重要であることから、昨今の状況等と今後の進め方について検討した結果を、次頁以降に示している。
- ・ 規程及び指針についてJEAC4111がどの様に使用されているのかの、調査が必要であり、JEAC/JEAGのエンドースされている規格についての調査が事務局に依頼されていると考えて、JEAC4201, JEAC4203, JEAC4206とあるが、規格にはJEAC4111は引用されていないということである。また、今年度に技術評価を受けている、JEAC4620と対をなすJEAG4609にはJEAC4111-2013が記載されているが、JEAC4111-2013年版は読み替えて、原子力規制庁の保安のために係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則であり、品管規則が出る前の工事計画は、設置許可での工認品証を基本的には読み替えることで良いということで、今はデジタル安全保護系の2020版が発刊されており、それにはJEAC4111-2013が記載されているが、これはまだ技術評価書案が出されているだけで、公衆審査に入っていないが、JEAC4111-2013は読み替え対象になっており、品管規則に読み替えることが条件として、エンドースされる状況にある。他については、原子力規格委員会の規格のエンドースされている中で、JEAC4111を引用している規格は無かった。
- ・ 6月の面談で原子力規制庁から4項目の意見を文書で頂いている。これについてJEAC4111適用課題検討タスクで対応している。このタスクは2回実施されており、次は11月4日に開催の予定となっている。一方でタスクが事業者にアンケートを取っており、その結果に基づいて対応を取っていく予定である。
- ・ 資料No.63(2)-参考3-2に示す、2021年度活動実績及び2022年度活動計画でJEAC4111の活動促進についてこれまで説明を実施した。
- ・ 2022年度実務コース講習会の開催案内を資料No.63(3)-②に示すが、基本的にはこの内容で検討会の承認を受け、分科会に報告の上で案内を出したいと考えている。記載内容のベースは昨年実施したオンデマンドで実施した特別講習会とか、3年前に実施された実務コースは対面であったが、それらをミックスした形の記載になっており、基本的には特別講習会ベースのオンデマンドで実施したいと考えており、期間は2ヶ月間、受講料等は前年度の特別講習会のような形となっている。プログラムに関しては今後作業会で確認していきたいと考えている。開催案内については作業会を経て、本日の検討会で資料を示し、品質保証分科会の中で報告を実施し、分科会クレジットで発信する資料となっている。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 前検討会主査としてJEAC4111-2021の策定には関わったが、本件は策定に携わった方々にも関係があるので、今後も見守って頂きたい。JEAC4111適用課題検討タスクは、オープンな場のためホームページ等で資料確認をし、意見があればお願いしたい。
- ・ 2022年度実務コース開催案内については、今説明があった通りであるが、記載内容については一部確定していないところもあるので、少し各委員の意見伺いを取ってから、確定した内容を品質保証分科会で承認後、発行したい。
- ・ 講習の順番であるが、4, 6章の後に附属書2を挟んだ方が良いと思うのは、7章と附属書2を実施するようになっているが、4, 6章は附属書2参照というのが沢山あるのでその方が良いと思う。別途議論すれば良いと考える。
- ・ 本講習会とはいう所、人によっては「JEAC4111-2021に基づいて、品質マネジメントシス

テムを構築」は、していないと言われるでしょうし、「現場で保守管理等に従事される方等」については、「・・・基づき業務を行う方」に含まれるため、あえて運転管理、保守管理と明記せずとも十分であると考えます。

- ・ ご意見があったが、これについては別途検討の上で、品質保証分科会に上げていくこととしたい。
- 別途検討の内容を反映して、2022年度実務コース講習会の開催案内を進めることについて、分科会規約第13条（検討会）第15項に基づいて、決議の結果特にコメントはなく5分の4以上の賛成で承認された。

(4) 原子力規格委員会倫理資料について

事務局及び鈴木^香委員より、資料No.63(4)シリーズに基づき、原子力規格委員会倫理資料について説明があった。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 資料No.63(4)-3-参考については一部修正し、正式資料とすることにする。

(5) 主査選任について

1) 主査変更について（審議）

品質保証分科会 三浦幹事及び鈴木^直主査より、資料No.63(5)シリーズに基づき、主査変更について説明があった。

主査変更に対して品質保証検討会として、主査選任に移るかについて決議の結果、賛成多数で承認された。

主な説明は下記の通り。

- ・ 先日、品質保証分科会幹事のご指名頂いたが、品質保証分科会幹事と品質保証検討会主査の両方を出すことは出来ないとの所属元判断があり、品質保証検討会主査を続けることが難しく、分科会規約第13条（検討会）第5項によると、検討会委員は本人の意思により、退任できるということになっているが、退任はせず引き続き委員としては残るということで、第3項によると、主査の任期は2年となっているが、今回は所属元の都合で主査を退ぞくことに、異論がなければ手続きに入りたいと思う。
- ・ 分科会規約上は主査から発言があった通りであり、規約では主査の任期は2年であるが、2年間の間に人事異動で主査を退任するという事はよくある話だが、主査が委員として残り、主査を退任しても良いのかというと、他の分科会でもそういった事例がある。コンセンサスが検討会で得られれば、主査を互選するという事になる。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 先ほど事務局から説明があったが、コンセンサスが必要であるので、個人的な意見はあるが、話し合えば良いと思っている。
- ・ 検討会主査の退任について、分科会における幹事の指名が検討会の意思決定に及ぶようなアプローチに違和感がある事、意見する。
- ・ 事務局より補足すると、一般的に委員は所属元の組織で仕事をしているが、委員会活動は個人の有識者が集まって活動を行う組織体であり組織代表ではない。人事については基本的には幹事会で扱うか、仮に分科会で扱う場合であっても分科会長が公開することが適当でないと判断した場合は、非公開とすることが出来るものであると考えている。
- ・ 状況としてはどこも人手が足りないというのは事実であるので、現状では主査の交代

ということを理解しており、互選になれば誰がということ議論になると思うが、主査交代については理解している。

- ・ 私も品質保証分科会を傍聴していて、手続き的に検討会に先立って分科会に付議されてしまった手続き論もあって、ヒートアップしてしまった。今は冷静に主査を退きつつも委員として残り活動なされる意義は理解できるので、主査を選任することについて賛成する。
- ・ 規約を見ると複数の副主査を指名できるということになっており、業務を分担することも考えられる。
- ・ 検討会の主査が全部を背負うことはないので、規約上決まっていることを主査だけで全て実施する必要はない。任期満了までと思ったが、コンセンサスの上で決めてもらっても良い。むしろ検討会の主査の役割は限定するような形でも良いと考えるため、先ほどの意見は維持する。
- ・ 反対と言うことではないが、先程の主査の業務の話とか、副主査の話もあったが、今後主査、副主査と各章チームのリーダー、サブリーダーという形で検討会の在り方をもっと考えていかないと、検討会なり、作業チームの運営が難しくなると考えており、各社それぞれ事情があると思うが、手がなければ動かせないのも、皆で協力してやっていかないといけないと思っている。
- ・ 意見が出尽くしたと思うので主査選任に進めてよいかについて決議を取りたい。

- 特に異論がなかったため、主査選任に移るかについて、分科会規約第13条（検討会）第15項に基づいて、Webの挙手機能により決議の結果、5分の4以上の賛成で承認された。

2) 主査選任について

事務局より、主査選任について説明があった。

主な説明は下記の通り。

- ・ 分科会規約第13条（検討会）第3項によると、主査は検討会委員の互選によって検討会委員の中から選任されることになっている。今回主査の選任に移行するということが先程可決されたので、自選がなければ互選に移りたいと考える。

主なご意見・コメントは下記の通り。

- ・ 自選する方がいないので、互選に移りたいと考えるが、以前は主査は電力委員の中からは良いという話であった。
- ・ それは、今回も電力委員の方が良いということか。
- そういった意見があれば、この場で発言してほしい。
- ・ 今も電力委員からということで、そう思っている。
- ・ 稼働しているプラントを持っている電力会社の所属の委員が良いと考えている。
- ・ 電力に限らずメーカーも含めて幅広く選んだほうが良いのではないか。
- ・ 主査と副主査は、可能であれば違う業界の委員を選んだ方が良いと考える。
- 伊藤委員（北海道電力）、西田委員（東京電力）、竹内委員（関西電力）が推薦され、各自から意見表明があった。
- ・ この検討会場で投票という訳にもいかない様なので、検討会主査の選出について書面審議で宜しいか。
- 事務局だが、分科会では無記名の投票となるが、検討会ではそういったところは決まっていなくて、メールベースでも良いし、分科会に準じて無記名で投票をするのであれば、それでも良い。議論が尽くされたのかということ、実施方法については検討会でコンセンサスを得て頂きたい。単記無記名投票では少し時間がかかる。
- ・ 前回、私が主査になった時には、メールで事務局に返した。

- 事務局が投票者を知っても良いということであれば、前回同様の実施方法でも良いし、互選がこれ以上ないのであれば、そのように進みたい。
- ・ 特に意見等なさそうなので、承認いただいたものとして今発言した方法で実施する。

(6) その他

次回検討会については、来年度計画の審議に向けて検討会を開くとは思っているが、新主査でということになると思うため、別途調整をお願いします。

以 上